

公募型指名競争入札の執行について

次のとおり、令和元年度大阪中之島美術館準備室収蔵作品資料にかかる調査及び整理補助業務委託の公募型指名競争入札を執行します。

令和元年6月28日

地方独立行政法人大阪市博物館機構
理事長 真鍋 精志

1 担当

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-32（大阪歴史博物館内）
地方独立行政法人大阪市博物館機構 事務局総務課 契約担当 電話 06-6940-4330

2 業務名

令和元年度大阪中之島美術館準備室収蔵作品資料にかかる調査及び整理補助業務委託

3 契約期間

契約締結日～令和2年3月31日（火）

4 業務内容

別紙、仕様書のとおりです。

5 発注方式

単体企業とします。

6 入札参加資格要件等

入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件に該当するものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の11第1項において準用する同令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度大阪市入札参加有資格者名簿の以下の承認種目に登録していること。
（業務委託用）
「03：運搬請負 01：運搬・保管 02：美術品・楽器運搬」
- (3) 地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 国税並びに市町村税の未納がないこと。

7 入札参加申請

- (1) 申請書類

入札に参加しようとする者は、「(2) 提出期限」に記載の期日までに次の書類を提出し、入札参加資格の審査を受けてください。

提出書類	注意事項
①入札参加申請書	当機構ホームページからダウンロードのうえ、必要事項を記載し、記名・代表者印を押印してください。
②「6 入札参加資格要件等」(2)を確認できる書類	大阪市電子調達システムの入札参加有資格者名簿情報の写し等を提出してください。
③最新の事業年度の 国税 並びに 市町村税 の納税証明書の写し	納税証明書のうち、未納の税額がないことを証明する書類です。入札参加申請日において発行から3か月以内のもので、最新の事業年度までの未納の税額がないことが必須です。なお、特別の事情により未納がある場合は、申立書(様式自由)によりその旨を申し立ててください。

※参考 納税証明書について

【国税の納税証明書】

取得方法については、国税庁ホームページおよび参加申請者の現在の住所地(納税地)を所轄する税務署で確認すること。

- ・法人の場合「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」(納税証明書「その3の3」)
- ・個人の場合「申告 所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」(納税証明書「その3の2」)

【市町村税の納税証明書】

取得方法については、納税地の市町村に確認すること。申請する法人または個人(納税義務者)が納付・納入すべきすべての税目のうち、納期の到来している税目について、未納がないことを証明すること。

(2) 提出期限 令和元年7月9日(火)午後5時(必着)

封筒の表には「契約担当宛」と朱書してください。郵送等(書留郵便等配達記録が残るもの)により「1 担当」まで送付してください。**持参は不可です。**なお、提出された書類等は一切返却しません。

8 入札参加者の指名について

(1) 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査します。資格確認できた者に対して指名通知及び質疑書等入札関係書類を次のとおりFAXにて送付します。

通知日 令和元年7月11日(木)午後5時(予定)までに通知します。

(2) 入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知します。

9 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加申請期限までに申請をしなかった者、又は参加資格を認められなかった者。
- (2) 入札参加申請時から入札執行時までの間において、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者。

10 質疑書受付・回答

(1) 質疑書受付期間 令和元年7月11日(木)から7月18日(木)午後5時(必着)

所定の書式をFAXにて送付してください。郵便、メール、持参、電話、口頭による質問

は認めません。また、受付期間以降の質問も受け付けません。

(2) 質疑回答 令和元年7月25日(木)午後5時(予定)までにFAXにて送付します。

11 入札執行日及び場所

(1) 日時 令和元年7月31日(水)午前11時15分開札

(2) 場所 大阪歴史博物館 2階 第1会議室(所在地は「1 担当」に同じ)

12 入札方法

(1) 入札は紙により行います。郵便、FAX、メール等は認めません。

(2) 入札は指名通知時に送付する当機構所定の事業請負申込書を用いて行わなければなりません。

(3) 入札は、入札執行日時までに入札執行場所へ出席して行わなければなりません。なお、入札執行場所は入札執行日時の15分前より入室することができます。

(4) 事業請負申込書は、入札金額、住所、会社名、氏名等、必要な事項が全て記入されたものを有効なものとして取り扱います。

(5) 落札決定にあたっては、事業請負申込書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を事業請負申込書に記載してください。

(6) 事業請負申込書は、入札執行日時までに指定の入札箱に投入してください。投入された入札書は訂正、再提出または撤回をすることはできません。

(7) 代理人により入札をしようとする者は、その権限を証する委任状(様式は自由)を提出してください。

(8) 再度入札は1回のみ行います。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。

(1) 入札参加資格を有しない者がした入札

(2) 当機構所定の事業請負申込書を用いないでした入札

(3) 入札執行日時までに指定の入札箱に事業請負申込書を投入しなかった入札

(4) 入札者の記名押印がない入札

(5) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

(6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

(7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札

(8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札

(9) 指定する日時までに入札参加資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

14 落札者の選定方法

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。また、落札者となるべき同価の入札をしたものが2以上あるときは、抽選によって落札者を決定します。

15 その他

- (1) 地方独立行政法人大阪市博物館機構情報公開取扱規程に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となります。
- (2) 入札保証金および契約保証金は免除、前払金はなしとします。